

令 和 元 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条例案	7件
補正予算案	3件
諮問	4件
計	14件

議案目次

条例案

- 48 小牧市事務分掌条例及び小牧市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について 1
49 小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について 2
50 小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について 4
51 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 6
52 小牧市民病院における個人番号カードの利用に関する条例の制定について 6
53 小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 7
54 小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について 7

補正予算案

- 55 令和元年度小牧市一般会計補正予算（第2号） 8
56 令和元年度小牧市病院事業会計補正予算（第1号） 9
57 令和元年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号） 9

諮問

- 諮問1 人権擁護委員候補者の推薦について 10
諮問2 人権擁護委員候補者の推薦について 10
諮問3 人権擁護委員候補者の推薦について 10
諮問4 人権擁護委員候補者の推薦について 10

条 例 案

(議案第 48 号)

小牧市事務分掌条例及び小牧市空家等対策協議会条例の一部 を改正する条例の制定について

- 1 都市建設部を廃止し、建設部及び都市政策部を新設する。
- 2 次のとおり組織の事務分掌の整備を行う。

組 織	事 務 分 掌	
地域活性化 営業部	変更 事項	(変更前) 多文化共生及び都市交 流に関すること。 (変更後) 都市交流に関すること。
市民生活部	新設 事項	多文化共生に関すること。
都市建設部 (廃止)	廃止 事項	道路、河川及び砂防に関すること。 建築及び住宅に関すること。 公共用地等の取得に関すること。 都市計画に関すること。 公共交通に関すること。 土地区画整理に関すること。 都市開発に関すること。
建設部 (新設)	新設 事項	道路に関すること。 河川及び砂防に関すること。 建築に関すること。 公共用地等の取得に関すること。
都市政策部 (新設)	新設 事項	都市計画に関すること。 都市整備に関すること。 公共交通に関すること。 公園緑地に関すること。 土地区画整理に関すること。

- 3 小牧市空家等対策協議会の庶務は、都市政策部（現行市民生活部）において処理することとする。
- 4 この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 小牧市水道事業分担金徴収条例の一部改正
量水器の口径に応じて定められた分担金の額に乘じる率を100分の110（現行100分の108）とする。
- 2 小牧市使用料及び手数料条例の一部改正
土地の貸付期間が1月未満の場合における使用料の額を算定する際に当該土地の評価額に乘じる率を1,000分の3.3（現行1,000分の3.24）とする等引上げを行う。
- 3 小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の一部改正
使用料について、青年の家の和室を半日利用する場合は220円（現行210円）とする等引上げを行う。
- 4 小牧市道路占用料条例の一部改正
市道の占用の期間が1月未満の場合における占用料の額を算定する際に別に定めるところにより算出した額に乘じる率を1.1（現行1.08）とする。
- 5 小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
料金について、個室使用料を1日につき19,800円以内（現行19,440円以内）とする等引上げを行う。
- 6 小牧市水道事業給水条例の一部改正
口径、用途等に応じて算定した水道料金の額に乘じる率を100分の110（現行100分の108）とする。
- 7 小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正
施設使用料について、ホールを平日の午前に利用する場合は17,600円（現行17,280円）とする等引上げを行う。
- 8 小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
小牧市公民館の施設使用料について、講堂を平日の午前に利用する場合は5,500円（現行5,400円）とする等引上げを行う。
- 9 小牧市都市公園条例の一部改正
都市公園を管理する者以外の者が都市公園に公園施設を設置等しようとするときの許可の期間が1月未満の場合における使用料等を算定する際に別に定めるところにより算出した額に乘じる率を1.1（現行1.08）とする等引上げを行う。

1 0 小牧市公用物の管理に関する条例の一部改正

公用物の使用の許可の期間が1月末満の場合における使用料等を算定する際に別に定めるところにより算出した額に乘じる率を1.1（現行1.08）とする。

1 1 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正

健康保険等によらないで診療を受けた者の診療料の額を算定する際に厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に乘じる率を1.65（現行1.62）とする等引上げを行う。

1 2 小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

クリーンセンターの使用料を1立方メートル当たり1,260円（現行1,240円）に引き上げる。

1 3 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、小牧市さかき運動場の野球場の1面を1日利用する場合は2,200円（現行2,160円）とする等引上げを行う。

1 4 小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、多目的ホールを午前に利用する場合は6,600円（現行6,480円）とする等引上げを行う。

1 5 小牧市下水道条例の一部改正

一般用、公衆浴場用の区分に応じて算定した使用料の額に乘じる率を100分の110（現行100分の108）とする。

1 6 小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

定期駐車券の額を1台につき10,480円（現行10,290円）に引き上げる。

1 7 小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正

一般利用における小人の入場券の額を1人1回につき220円（現行210円）とする等引上げを行う。

1 8 小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、女性センターのあさひホールを土曜日、日曜日及び休日の午前に利用する場合は5,230円（現行5,140円）とする等引上げを行う。

1 9 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部改正

照明施設の使用料を30分につき1,100円（現行1,080円）に引き上げる。

2 0 小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正

準用河川の流水の占用の許可等に係る流水占用料等を算定する際に別に定めるところにより算出した額に乘じる率を 1.1 (現行 1.08) とする。

2.1 小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、総合体育館のメインアリーナを専用利用で平日にアマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しない場合に、全面を全日利用する場合は 31,430 円 (現行 30,860 円) とする等引上げを行う。

2.2 小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

排出量に応じて算定した使用料の額に乘じる率を 100 分の 110 (現行 100 分の 108) とする。

2.3 小牧市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、小牧市西部コミュニティセンターの講堂の全面を全日利用する場合は 12,320 円 (現行 12,090 円) とする等引上げを行う。

2.4 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正

動物の死体に係る一般廃棄物処理手数料について、市が収集及び運搬したものの手数料を 1 件につき 2,140 円 (現行 2,100 円) とする等引上げを行う。

2.5 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(議案第 50 号)

小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 個人市民税

児童を扶養する未婚の父又は母 (以下「単身児童扶養者」という。) に対して、次の措置を講ずる。

- (1) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。
- (2) 単身児童扶養者の前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、個人市民税を非課税とする。

2 法人市民税

法人市民税に係る申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「処理組織」という。）を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金の額又は出資金の額が1億円を超える内国法人等が、電気通信回線の故障、災害等により処理組織を使用することが困難であると認められる場合で市長の承認を受けたときは、処理組織を使用しないで申告書及び添付書類を提出することができることとする。

3 軽自動車税

(1) 軽自動車税の納期を5月1日から（現行5月11日から）とする。

(2) 軽自動車税種別割及び環境性能割において、次の措置を講ずる。

ア 軽自動車税種別割において、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税種別割の税率を重課する措置について、令和2年度以後も実施する。

イ 軽自動車税種別割における軽減税率措置について、令和2年度及び令和3年度取得分については、取得の翌年度のみ現行の制度を継続する。

ウ 軽自動車税種別割における軽減税率措置について、令和4年度及び令和5年度取得分については、取得の翌年度のみ電気自動車及び天然ガス自動車に限り軽減税率制度を適用する。

エ 軽自動車税環境性能割において、令和元年10月1日から令和2年9月30日取得分に限り税率を1パーセント分軽減する。

4 その他所要の規定の整備を行う。

5 この条例は、公布の日から施行する。ただし、1の(1)は令和2年1月1日から、1の(2)は令和3年1月1日から、3の(2)のア、イ及びエは令和元年10月1日から、3の(2)のウは令和3年4月1日から施行する。

(議案第 51 号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 次の区分の第 1 号被保険者について、令和元年度及び令和 2 年度の保険料率を軽減する。

区分	保険料率
(1) 世帯員全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給権を有している者若しくは本人の合計所得金額から一定の額を控除した後の額（以下「控除後の合計所得金額」という。）及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者又は生活保護受給者	19,391 円 (現行 23,269 円)
(2) 世帯員全員が市民税非課税で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の者	29,732 円 (軽減前 33,610 円)
(3) 世帯員全員が市民税非課税で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 120 万円を超える者	37,488 円 (軽減前 38,781 円)

- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 52 号)

小牧市民病院における個人番号カードの利用に関する条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市民病院（以下「市民病院」という。）における個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 個人番号カードを利用して行う事務は、市民病院において健康保持に必要な医療を提供する事務とする。
- 3 個人番号カードを利用して医療の提供を受けようとする者は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならないこととする。

4 管理者は、個人番号カードの利用の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに医療の提供に必要な情報を記録するものとする。

5 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(議案第53号)

小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を一定の基準に従い設置したときを追加する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第54号)

小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 7月から9月までの間に認定の申請をした受給資格者は、当該申請をした日の属する年においては、当該申請をした日から規則で定める日までに前年の所得について市長に届け出なければならないこととする。
- 2 市長は、受給者等が前年の所得について届出をしない場合に、当該届出の期限の属する年の8月1日から起算して2年間当該届出をしないときは、受給資格の認定を取り消すことができるものとする。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会計別	補正前の額	補正額	計
一般会計	55,941,240	22,274	55,963,514
合計	55,941,240	22,274	55,963,514

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的支出	24,782,403	21,516	24,803,919

下水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的支出	3,039,017	38,161	3,077,178

(議案第55号)

令和元年度小牧市一般会計補正予算（第2号）

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
55,941,240	22,274	55,963,514	子ども・子育て支援臨時交付金 346 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 5,174 プレミアム付商品券事務費補助金 3,834 首都圏人材確保支援事業費補助金 3,750 環境事業基金寄附金 328 寄附金(こまき応援寄附金関係) 4,145 前年度繰越金 4,697

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
55,941,240	22,274	55,963,514	環境事業基金積立金 328
			未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業 5,174
			福祉総合システム修正委託料 346
			移住支援事業費補助金 5,000
			プレミアム付商品券事業 3,834
			特別旅費(都市計画総務一般事業) 161
			中心市街地グランドデザイン事業 1,476
			東部まちづくり一般事業 334
			東部振興構想等策定事業 1,476
			基金積立金(こまき応援寄附金関係) 4,145

(議案第 5 6 号)

令和元年度小牧市病院事業会計補正予算（第 1 号）

収益的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
24,782,403	21,516	24,803,919	画像読影業務委託料 21,605 消費税及び地方消費税 △89

(議案第 5 7 号)

令和元年度小牧市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

収益的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
3,039,017	38,161	3,077,178	消費税及び地方消費税 38,161

諮詢問

(諮詢第1号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 稲垣ヒロ子氏の任期満了（令和元年9月30日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮詢第2号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 青山恵史氏の任期満了（令和元年6月30日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮詢第3号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 水無瀬量瑞氏の任期満了（令和元年9月30日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮詢第4号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 渡邊照美氏の任期満了（令和元年9月30日）に伴い、後任候補者に長谷川恵子氏を推薦しようとするもの